

令和4年第3回養老町定例会会議録

令和4年第3回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和4年9月2日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
- 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
- 日程第6 承認第7号 専決処分の承認について（令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更）
- 日程第7 承認第8号 専決処分の承認について（令和4年度養老町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第8 承認第9号 専決処分の承認について（令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号））
- 日程第9 認定第1号 令和3年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 令和3年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 令和3年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 令和3年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 令和3年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 令和3年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第7号 令和3年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第8号 令和3年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第9号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第53号 令和3年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ

いて

- 日程第19 認定第10号 令和3年度養老町上水道事業会計決算認定について
日程第20 認定第11号 令和3年度養老町公共下水道事業会計決算認定について
日程第21 選任第8号 決算特別委員会委員の選任について
日程第22 議案第54号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23 同意第5号 教育委員会委員の任命同意について
日程第24 議案第55号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第5号）
日程第25 議案第56号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
-

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
5番	岩永義仁	7番	大橋三男
8番	吉田太郎	9番	早崎百合子
10番	野村永一	11番	田中敏弘
12番	松永民夫	13番	水谷久美子

○欠席議員

6番 長澤龍夫

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	川地憲元
教育長	森島恵照	総務部長	川口智也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤田勝彦	総務部総務課長	近藤晴彦
総務部 企画財政課長	尾前真理	住民福祉部長	大倉修
住民福祉部 住民環境課長	小里克昌	住民福祉部 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	松岡弘泰
副特命事項推進監兼 産業建設部 建設課長	問山剛	産業建設部 産業観光課長	竹中修

産業建設部長 水道課長	加納康宏	会計管理者	高橋正人
会計課長	若山実穂	教育委員会 教育事務局長	中島恵美
教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代	教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹
消防長	坂口貴	消防総務課長	古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部の各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ちまして、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の欠席者を報告いたします。

6番 長澤龍夫君より療養のため欠席の通告がございました。

ここで報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のため写真撮影等を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

また、本定例会においては上着の着用を自由としておりますので、暑い方につきましては上着を脱いでいただいて結構です。

それでは、ただいまから令和4年第3回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、3番 小寺光信君、4番 北倉義博君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、8月29日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査をされました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

8月29日午前9時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第3回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、9月2日金曜日から9月16日金曜日までの15日間で、本会議開会時間は9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、また新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴者も含めて議場内ではマスクを着用することとし、説明、質問、答弁についても、大橋町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問については、議会２日目の９月15日木曜日に行うこととし、議員１人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、専決処分の報告２件、専決処分の承認３件、令和３年度一般会計、特別会計及び事業会計の決算認定11件、令和３年度事業会計の未処分利益剰余金の処分１件、条例の一部改正１件、人事案件１件、令和４年度一般会計及び特別会計の補正予算２件、以上、計21件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第４、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）と日程第５、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）は、地方自治法第180条第２項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第６、専決処分の承認について（令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更）から日程第８、専決処分の承認について（令和４年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第２号））までの計３議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑、討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第９、令和３年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、令和３年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの12議案については議会初日に、日程第９、令和３年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、令和３年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの９議案と日程第19、令和３年度養老町上水道事業会計決算認定についてから日程第20、令和３年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの２議案をそれぞれ一括上程、日程第18、令和３年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任することとし、これらの議案の審査を委員会に付託し、休会中に審査願うこと。また、この決算特別委員会には、地方自治法第98条第１項の権限を委任することとし、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経た後、採決を行うこと。

次に、日程第22、養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、議会初日に上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために所管の総務民生委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決をすること。

次に、日程第23、教育委員会委員の任命同意については人事案件につき、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第24、令和4年度養老町一般会計補正予算（第5号）と日程第25、令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第9、令和3年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、令和3年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの計12議案の審査を付託する決算特別委員会の開催は、9月8日木曜日及び9日金曜日の2日間とし、それぞれ午前9時30分から開催されるよう決算特別委員長へ要請すること。

次に、日程第22、養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審査の付託先である総務民生委員会は、9月5日月曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

最後に、日程第24、令和4年度養老町一般会計補正予算（第5号）と日程第25、令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2議案の審査の付託先である予算特別委員会は、9月5日月曜日の午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定をいたしました。

次に、議員定数検討特別委員会の中間報告についてであります。

このたび、養老町議会会議規則第47条第2項の規定に基づき、議員定数検討特別委員会より中間報告の申入れがなされました。これに伴い、議会最終日の議案の審議が終了した後、議員定数検討特別委員会の中間報告を受けることと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日9月2日から9月16日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月2日から9月16日までの15日間と決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年度5月分及び令和4年度5月分から7月分までの現金出納検査結果報告書が議長に提出をされております。

これで諸般の報告を終わります。

ここで町長の挨拶をお願いいたします。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めましておはようございます。

本日ここに令和4年第3回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

さて、9月になりまだまだ残暑が続いているところではございますが、朝夕は随分と過ごしやすくなってまいりました。今年の夏は3年ぶりに行動制限がなかったことから、久しぶりに御家族そろってお盆を過ごされた方も多かったことと存じます。しかしながら、今なお新型コロナウイルス感染症第7波による新規感染者数は高止まり傾向が続いている状況で、本町においても歯止めがかからず、感染者数は非常に高い水準になっております。町内の各小学校では、夏休みも終わり学校生活が再開しましたので、改めて児童・生徒の健康と安全を守るため、学校教育の分野において対策を高じてまいります。

本町では、町民の皆様の暮らしと社会経済活動をできるだけ維持しつつ、一人一人が感染しない、させないことを意識し、責任ある行動を心がけていただくようメッセージを発出し、引き続きの感染防止対策の徹底とワクチン接種をお願いしているところでございます。議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、先月の全国各地に及ぶ大雨により、河川の氾濫や土砂災害等による甚大な被害が発生をしております。被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。本町におきましても、いつ起こるか分からない災害に備えて、様々な機会を通じて防災意識の高揚を図るとともに、地域住民をはじめ関係機関との連携強化に努めてまいります。

最後になりましたが、本定例会は、私にとりまして、現任期におけます恐らく最後の議会となります。私は、町長就任当初よりまちづくりの原点として、住民が主役である協働のまちづくりを政策の柱として、養老町まちづくりビジョンの将来像として掲げ、人が集まり、楽しく生きがいのある町の実現のため、全力で町政運営に努めてまいりました。住民、各種団体、事業者、そして行政が共にまちづくりについて考え、果たすべき役割を分担するとともに、それぞれの特性を生かしながら様々な形で連携し、地域が一体となって問題解決に取り組んでいく組織である地域自治町民会議も着実に根を張り、町内の随所に取組が生まれてきているところでございます。

これまでの12年間のまちづくりを礎に各施策にさらに磨きをかけ、養老町がさらなる発展を遂げますことを切に願い、退任まで養老町発展のため、全身全霊を注いで取り組んでまいり所存でございます。平成22年12月に養老町長に就任し、3期12年間の長きにわたり町長として町政に携わることができましたことを大変光栄に思いますとともに、これまで私を支えてくださいました議員各位をはじめ町民の皆様の御支援と御協力に心より深く感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計の決算並びに令和4年度の各会計の補正予算及び関係諸議案、計21議案を提案申し上げます。慎重なる審議を賜りますようお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第4、報告第7号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）と日程第5、報告第8号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の計2件を一括上程し、議題といたします。

なお、本件は、地方自治法施行令第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました報告第7号及び報告第8号までの専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の概要を説明させていただきます。

まず、報告第7号の和解につきましては、訴えの提起後、相手方より滞納家賃を分割納付にて返済するので、本件住宅に引き続き居住したいとの申出があり、令和4年5月18日に大垣簡易裁判所で開催された第3回口頭弁論にて裁判上の和解が成立したので、専決処分をいたしました。和解した事項については、別紙専決処分書のとおりでございます。

次に、報告第8号の和解につきましては、滞納家賃の一部を一括にて返済したいとの申出があり、令和4年5月23日に岐阜地方裁判所大垣支部で開催された第3回口頭弁論にて裁判上の和解が成立したので、専決処分をいたしました。和解した事項については、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第7号及び報告第8号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第6、承認第7号 専決処分の承認について（令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第7号 専決処分の承認について（令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更）について御説明させていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回承認第9号の令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号）で、食肉事業センターの事業変更に伴い、一般会計からの繰入金を410万9,000円増額いたしております。養老町立食肉事業センター管理費については、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を1億34万3,000円に変更するものであります。

以上で、承認第7号 専決処分の承認について（令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更）の提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第7、承認第8号 専決処分の承認について（令和4年度養老町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第8号 専決処分の承認について（令和4年度養老町一般会計補正予算（第4号））につきまして、その概要を説明させ

ていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,340万3,000円を追加し、予算総額を118億1,573万2,000円とするもので、令和4年6月30日付で専決処分をしたものでございます。

主な内容は、小学校管理事務、畜産振興事業費などでございます。

詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、複数の部局にわたる件でございますが、補正の内容が同一でありますので、私のほうから一括して補足説明をさせていただきます。

今回の補正の内容は、電力調達に係る新契約を締結するに当たり、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料に係る予算を増額するものでございます。

最初に、8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費では、庁舎等維持管理費で役場庁舎分として101万円を増額いたしました。

款3民生費、項1社会福祉費、5目隣保館費では、福祉センターのうち隣保館分として福祉センター維持管理事務費で13万4,000円、地域福祉事業費で5万7,000円を増額いたしました。

8目心身障害者福祉センター費では、心身障害者福祉センター維持管理事務事業で心身障害者福祉センター分として55万9,000円を増額しました。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費では、公立認定こども園等関係事務事業で、養老、日吉、養北こども園分として98万5,000円を増額しました。

3目児童館運営費では、児童館運営費で福祉センターのうち、児童館分として4万6,000円を増額しました。

款4衛生費、項1保健衛生費、4目斎苑費では、維持管理費で清華苑分として124万3,000円を増額しました。

款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費では、就業改善センター維持管理費で就業改善センター分として18万5,000円を増額しました。

4目畜産業費では、畜産振興事業費で食肉事業センター分として、食肉事業センター特別会計への繰出金410万9,000円を増額しました。

款8土木費、項4都市計画費、2目公園管理費では、中央公園維持管理整備事業費で中央公園分として88万円を増額しました。

款9消防費、項1消防費、1目常備消防費では、消防施設等維持管理事業で養老消防署分として39万1,000円を増額しました。

次に、10、11ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費では、小学校管理事務で小学校7校分として784万6,000円を増額しました。

款10教育費、項3中学校費、1目学校管理費では、中学校管理事務で中学校2校分として356万3,000円を増額しました。

款10教育費、項4社会教育費、3目公民館費では、公民館維持管理費で中央公民館分として70万5,000円、産業文化会館維持管理費（高田公民館）で産業文化会館分として40万4,000円、地区公民館維持管理費で池辺公民館分として23万9,000円を増額しました。

款10教育費、項5保健体育費、1目保健体育総務費では、社会体育施設維持管理費で町民グラウンド及び町営テニスコート分として104万7,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額2,340万3,000円を増額しました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 高騰分価格の単価の算出根拠をお尋ねしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 問山副特命事項推進監、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

高騰分の理由でございますが、前回の入札結果、これは2回不調に終わっておるわけですけれども、中部電力の最終保障供給約款に基づいて基本料金の単価を参考といたしまして、各施設の年間の電力使用量を基に試算したものでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） もう少し具体的な数字でお示しいただけませんか。

○議長（大橋三男君） 問山副特命事項推進監。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

金額につきまして、今回専決処分をお願いさせていただきましたのは、セーフティネット、最終保障価格に基づくものとして金額の計上をさせていただいております。根拠といたしましては、新たな中部電力のほうに加入するに当たっては、標準価格の2割

増ということが価格の基準となっておりますので、そちらの金額を基本料として加味させていただいた上で、予定使用量に乗じたものとして価格を計上しているということでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） その標準価格をお尋ねしたいんですが。

○議長（大橋三男君） 問山君、時間がかかるようでしたら、この議会内に返答できればですが、できませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（大橋三男君） それでは、取りあえず保留いたしまして、松永議員、質問をどうぞ。

○12番（松永民夫君） 10ページの教育費の公民館費の説明の中で、地区公民館維持管理費、池辺公民館という説明があったんですけども、ほかの公民館はどのような対応をされておるのかお尋ねをします。

○議長（大橋三男君） 西脇生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 松永議員の御質問にお答えをいたします。

地区公民館の光熱費につきましては、今回の電気料を見直しておりますエネットの契約が池辺公民館だけでありましたので、池辺公民館の価格を補正したものでございます。そのほかに高田公民館につきましても同様に予算計上させていただいております。ほかの公民館につきましては、中部電力との契約ということで、今回の予算計上にはしておりません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 今回2,340万3,000円の補正ですが、これは世相的に非常に不安定であるというようなことで、将来的にはまだまだ高騰というような含みのある状況でよろしいですか。これでしばらく5年ぐらい安泰というわけでもないですね。

○議長（大橋三男君） 問山副特命事項推進監。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 田中議員の質問にお答えいたします。

現在のエネルギー高騰の理由といたしましては、化石燃料の高騰、または電力不足というのは、カーボンニュートラルという世界的な脱炭素の促進ということが図られておるに加え、今円安ということ、また戦争等が影響しているかと思えます。今後の状況につきましては、そういった当然環境が変わらないことにはなかなか電力のほうも下がらないと考えてはおりますが、電力の自由化という中で新しいファクター、選択肢を考える会社もあるかと思えますので、そういったところの選択肢も含めて考えていきたいと

考えております。以上です。

○議長（大橋三男君） 問山副特命事項推進監、先ほどの水谷議員の返答はできませんか、駄目。

それでは、これより暫時休憩といたします。時間は後ほど連絡をいたします。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

問山副特命事項推進監、返答。

○副特命事項推進監兼産業建設部建設課長（問山 剛君） 水谷議員の質問にお答えいたします。

金額の算定根拠でございますが、最終保障供給約款、こちら中部電力から出ておるものを参考にいたしまして、まず基本料金、これは2割増しの状態1,973.72円、現在は1,579円程度かと思えます。加えて、そこに電力料の料金といたしまして、これまでの平均使用料として夏季の電気料金11.84円、それ以外、冬とか秋とか、そういった季節の分が18.5円、それを乗じたものを今回の年間想定電気料金といたしまして、補正分を計上させていただいた次第でございます。以上です。

○議長（大橋三男君） 水谷議員、よろしいか。

○13番（水谷久美子君） はい。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第8、承認第9号 専決処分の承認について（令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第9号 専決処分の承認について（令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第2号））につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ410万9,000円を追加し、予算総額を1億7,850万9,000円とするもので、令和4年6月30日付で専決処分をしたものでございます。

補正する内容は、歳出においては、役場庁舎等と同様に不足する電気料に係る予算の増額、歳入においては、その財源として一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは補足説明させていただきます。

最初に8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、食肉事業センター管理費で電気料に係る経費として410万9,000円を増額しました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、食肉事業センター管理費に充てる財源として410万9,000円を増額しました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第9、認定第1号 令和3年度養老町一般会計歳

入歳出決算認定についてから日程第17、認定第9号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの計9議案を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました認定第1号 令和3年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 令和3年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、その概要を順次説明させていただきます。

初めに、11ページの一般会計歳入歳出決算についてでございますが、歳入総額139億2,792万2,000円、歳出総額128億924万円で、歳入歳出差引き11億1,868万2,000円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は10億8,629万9,000円となりました。前年度に比べて、歳入は25億9,775万4,000円の減、歳出は30億4,407万4,000円の減でございます。

1、2ページを御覧いただきたいと思います。

歳入のうち、一般財源である町税につきましては、町民税及び固定資産税の減収などにより、対前年度2,083万円減の34億6,056万6,000円で減収となりました。また、地方消費税交付金につきましては、対前年度4,775万5,000円増の6億6,484万2,000円となり、地方特例交付金につきましては、対前年度6,357万9,000円増の9,054万3,000円となりました。

3、4ページを御覧いただきたいと思います。

地方交付税につきましては、対前年度3億6,574万3,000円増の27億836万6,000円となりました。

国庫支出金につきましては、特別定額給付金給付事業費補助金が減少したこともあり、対前年度21億3,720万2,000円減の20億9,977万3,000円となりました。

次に、県支出金につきましては、産地パワーアップ事業補助金が減少したこともあり、対前年度14億1,262万3,000円減の8億8,238万6,000円となりました。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が増加したことなどから、対前年度3億1,007万8,000円増の13億470万円となりました。

また、繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金の減などに伴い、対前年度1億105万9,000円減の2億107万1,000円となりました。

5、6ページを御覧いただきたいと思います。

町債につきましては、公共施設等適正管理推進事業債、臨時財政対策債などであり、対前年度4,959万2,000円減の9億4,500万3,000円となりました。

次に、調定額のうち2,373万5,000円を不納欠損処分しましたが、このうち町税は2,321万7,000円、使用料は51万7,000円となり、全体としては、対前年度1,579万5,000

円の減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料などで2億1,442万1,000円でございます。そのうち町税が1億7,145万3,000円、対前年度3,254万7,000円の減となりましたが、財源の確保と公平性の見地から、引き続き徴収の強化に努めていきたいと考えております。

7ページから10ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、歳出でございますが、目的別に構成比の高い経費から見ますと、民生費41億8,179万1,000円、構成比32.6%、総務費30億7,736万5,000円、24.0%、衛生費13億6,198万5,000円、10.6%となっております。

また、事業費の大きいものとしましては、ふるさと応援基金積立金、ふるさと納税推進事業、障害者自立支援給付事業などがございます。

以上が一般会計の概要でございます。

128ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、国民健康保険特別会計についてでございます。

歳入総額39億177万1,000円、歳出総額32億5,012万9,000円、歳入歳出差引額6億5,164万2,000円となりました。

歳入につきましては、県支出金の増額により前年度に比べ9,249万8,000円の増となりました。

国民健康保険税については、6億6,327万5,000円で、前年度に比べて7,561万4,000円の減となりました。また、不納欠損額は2,605万1,000円、収入未済額は1億5,491万5,000円でございます。町税と同様に、できるだけ少なくなるよう進めてまいりたいと思っております。

歳出につきましては、医療費の増加に伴う保険給付費の増額等により、前年度に比べ4,606万6,000円の増となりました。

153ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、簡易水道特別会計ですが、歳入総額5,927万6,000円、歳出総額2,463万7,000円、歳入歳出差引額3,463万9,000円となりました。

歳入につきましては、使用料及び繰越金等の増額により、前年度に比べ529万6,000円の増となりました。

歳出につきましては、施設修繕費の増加に伴う需用費の増加により、前年度に比べて84万1,000円の増となりました。

162ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、食肉事業センター特別会計ですが、歳入総額1億8,328万8,000円、歳出総額1億5,111万6,000円、歳入歳出差引額3,217万2,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べて4,611万5,000円の増となり、歳入のうち事業収

入につきましては7,068万6,000円で、豚熱が終息したことに伴い前年度に比べて696万2,000円の増となりました。

歳出につきましては、起債償還に係る公債費は減少しましたが、施設の老朽化に伴う修繕費の増加により1,866万4,000円の増となりました。

また、翌年度繰越額は2,730万円でございます。

173ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、住宅新築資金等貸付特別会計ですが、歳入総額7,167万4,000円、歳出総額217万3,000円、歳入歳出差引額6,950万1,000円となり、主に貸付金の元利収入をもって公債費の償還を行っているものであり、法的措置についても順次進めております。

182ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、歳入総額3,349万5,000円、歳出総額3,178万2,000円、歳入歳出差引額171万3,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べて123万4,000円の増となり、歳入のうち農業集落排水使用料は794万円で、また不納欠損額は9,000円、収入未済額は9万6,000円でございます。

歳出につきましては、公営企業法の適用化に関する業務を委託したことにより、前年度に比べて167万3,000円の増となりました。

193ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、介護保険事業特別会計ですが、歳入総額30億5,522万2,000円、歳出総額27億7,098万5,000円、歳入歳出差引額2億8,423万7,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べて8,414万6,000円の増となり、歳入のうち介護保険料は7億23万4,000円で、前年度に比べて3,446万2,000円の増でございます。また、不納欠損額は545万1,000円、収入未済額は673万4,000円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べて606万7,000円の減となり、歳出のうち保険給付費は26億2,179万6,000円で、前年度に比べて1,426万9,000円の増となりました。

222ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、介護サービス事業特別会計ですが、歳入総額1,836万5,000円、歳出総額1,713万7,000円、歳入歳出差引額122万8,000円となりました。

231ページを御覧いただきたいと思っております。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳入総額3億6,682万5,000円、歳出総額3億6,524万5,000円、歳入歳出差引額158万円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べて574万5,000円の増となり、歳入のうち後期高齢者医療保険料は、前年度に比べて609万1,000円増の2億6,119万円で、不納欠損額は89万9,000円、収入未済額は108万円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べて593万9,000円の増となりました。

以上で、一括上程されました認定第1号から認定第9号までの決算の認定についての概要説明とさせていただきます。

一般会計の詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分に御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、一般会計について補足説明をさせていただきます。まず、5、6ページを御覧ください。

歳入総額につきましては、139億2,792万1,916円、前年度に比べて25億9,775万4,444円の減でございます。

1、2ページを御覧ください。

最初に、一般財源であります町税につきましては、軽自動車税、町たばこ税、入湯税は増収となりましたが、町民税、固定資産税が減収となったことにより対前年度2,083万円減の34億6,056万6,103円となりました。

そのほかの一般財源であります地方消費税交付金は、対前年度4,775万5,000円増の6億6,484万2,000円となりました。

また、地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税等の減収を補填するため交付された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金により、対前年度6,357万9,000円増の9,054万3,000円となりました。

3、4ページを御覧ください。

地方交付税については、対前年度3億6,574万3,000円増の27億836万6,000円となりました。

次に、国庫支出金につきましては、対前年度21億3,720万2,332円減の20億9,977万3,061円で、前年度は特別定額給付金給付事業費補助金28億3,110万円等がありましたので、大幅に減少しました。内訳といたしましては、子育て世帯等臨時特別給付事業費補助金3億3,488万円、障害者自立支援給付費負担金2億6,424万2,000円などがございます。

次に、県支出金につきましては、対前年度14億1,262万3,204円減の8億8,238万6,026円で、前年度は産地パワーアップ事業補助金、繰越明許ですが、14億円等がありましたので、大幅に減少しました。内訳といたしましては、障害者自立支援給付費負担金1億3,275万2,000円、国民健康保険基盤安定負担金1億10万4,000円などがございます。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が増加したことなどにより、対前年度3億1,007万8,000円増の13億469万9,935円となりました。

次に、繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金の減などに伴い、対前年度1億105万9,000円減の2億107万1,000円で、内訳といたしましては、ふるさと納税応援基金繰入金2億円などがございます。

次に、5、6ページを御覧ください。

次に、町債につきましては、対前年度4,959万2,000円減の9億4,500万3,000円で、内訳といたしましては、臨時財政対策債4億9,220万3,000円、公共施設等適正管理推進事業債2億4,300万円、地方道路等整備事業債7,550万円などがございます。

次に、歳入の調定額のうち2,373万5,008円を不納欠損処分しましたが、この内訳は、町税2,321万7,165円、児童福祉費負担金1,107円、清掃使用料8万7,236円、住宅使用料42万9,500円でございます。

不納欠損につきましては、前年度に比べ1,579万5,009円の減でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、負担金、使用料、手数料、雑入で2億1,442万638円でございます。そのうち町税が1億7,145万2,546円で、収入未済額全体では、前年度に比べ3,704万8,222円の減となっております。

9、10ページを御覧ください。

次に、歳出総額につきましては、128億923万9,838円となり、前年度に比べて30億4,407万4,000円の増でございます。

歳出の主なものとしまして、ふるさと応援基金積立金9億7,235万8,251円、ふるさと納税推進事業6億203万8,267円、障害者自立支援給付事業5億1,712万9,692円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業3億5,194万8,851円、庁舎等管理費、庁舎機械設備改修工事を含みますが3億1,642万5,494円、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業2億5,403万6,445円などがございます。

また、翌年度繰越額は、繰越明許費が2億2,794万4,000円で、そのうち一般財源につきましては、繰越明許が3,238万3,000円でございます。

続きまして、別途配付してございます養老町の普通会計における財政指標について説明させていただきます。

こちらは、確定数値ではなく速報数値となりますが、経常収支比率につきましては、前年度に比べて4.8ポイント減少し、81.8%となりました。これは、地方交付税や臨時財政対策債、地方消費税交付金等が増加したことにより、経常的一般財源が増加したことによるものです。

次に、普通会計の地方債現在高は、臨時財政対策債の借入額が増加したこともあり、前年度に比べ5,694万9,000円増の112億5,213万7,000円となりました。

また、健全化判断比率及び資金不足比率についてですが、実質公債費比率は前年度と同じ7.4%、将来負担比率は19.7ポイント減の51.5%となり、指標としては特に問題ない数値となっております。

以上で、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に審査を付託したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） それでは総括質疑を町長と副町長にいたします。

新型コロナウイルス感染症、いまだに終息することはなく、今後は経済活性化のため、ウイズコロナ、ポストコロナの両面作戦で何事も対応していかねばなりません。令和3年度養老町政における各種事業、施策に対し、町長、副町長並びに教育長をはじめこの議場に来席されておる養老町幹部職員の方々並びに一般職員の皆様方、令和3年度の1年間、町民の皆さん方とのコミュニケーションを十分に取れず、時には神経をすり減らして取り組んでこられたことをここに改めて感謝の気持ちを伝えたいと思っております。大変御苦労さまでございました。皆様方の御努力のおかげで、想定以上の決算になったのではないかなと感じております。今後とも、町のため何かと御尽力賜りたく、よろしくお願いいたします。

さて、町長に伺います。

令和3年度から養老町まちづくりビジョンの方針に基づいて、町政運営、新たなスタートをしたわけですが、町のホームページに予算の編成方針をお知らせしますと。町では、住民の皆様は町政に対する理解と関心を深めていただくため、予算の編成方針を公表していますとして、平成28年度から令和4年度の予算編成方針が掲載されております。

それで、令和3年度の予算の編成方針の3番、令和3年度予算編成の基本方針として、養老町まちづくりビジョンの初年度となることから、基本構想の実現に向けて、太字で書いてあります。全ての事業について見直しを行い、社会情勢の変化や住民ニーズを的確に捉え、特にウイズコロナ、ポストコロナの新たな生活様式に対応した取組を全庁的に進めていくとしております。具体的に成果はあったのか、見えてきたのか伺います。

令和3年3月4日、養老町議会定例会において、副町長として初めて予算編成に当たられました。コロナ禍にあって大変な中、どの事業も大事な、重要な位置づけになっていると思いますが、特に自分自身、重点施策としてどのような目標を持って取り組むべきかとお尋ねをいたしました結果、災害に強いまちづくりと自主財源の確保、この2点を上げられました。具現化できた事業はありましたかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをしたいと思います。

養老町まちづくりビジョン方針に基づいて具体的に成果は見えてきたのかというようなことですが、まず第一に、財政につきましてでございますけれども、

コロナ禍ということで大変厳しい財政を組んだわけでございますけれども、にもかかわらず最終的には予算よりも1億3,000万円ほど上回っておるということ、それからふるさと納税が大変増加をしたということで、かなりの繰越金ができたとということになりますけれども、執行としては堅実に取り組んでまいりました。

そんな中で、まちづくりビジョンの施策でございますけれども、魅力あふれる地域づくりについては、文化財保護事業ということで、千人塚1号古墳の調査等を行わせていただきました。未来を担う人づくりについては、小・中学校情報化推進事業ということで、タブレットの推進、これもコロナ禍があつてということも大きな要因だろうと思えます。

それから、安心・安全な生活基盤づくりにつきましては、もちろんワクチンの接種事業、それから安心・安全という面においては、直江地区の雨水ポンプ場を完成させることができました。活力あふれる基盤づくりにつきましては、地方創生テレワーク推進事業ということでYOROficceをオープンさせることができましたし、移動販売事業もこのコロナ禍において大変御協力もいただいているわけでございます。また、食肉基幹市場の建設促進事業につきましても、議員の皆様方の御協力も得ながら、ある程度見えてきたのかなというところもでございます。

また、行政経営機能の強化ということで、ふるさと納税推進事業につきましては、大きく伸ばさせていただきまし、またそんな中、庁舎管理費ということでエアコンの設置もさせていただきまし。また、戸籍住民基本台帳事務ということで、コンビニ交付事業を導入させていただいたということで、厳しい財政の中ではありますけれども、様々な事業をさせていただいた。そんな中で、やはり具体的な成果ということは、幾分か見えてきたのではないかというふうに感じておるところでございます。以上です。

○議長（大橋三男君） 川地副町長。

○副町長（川地憲元君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指名ですので、すみません、町長言いましたけど、私からも2点について回答させていただきます。

1点目は、災害に強い防災等の観点でございますけれども、令和2年度につきましては、防災行政無線のデジタル化、防災アプリの導入を実施しまして、情報伝達の向上を図ってまいりましたが、令和3年度におきましては、スマホのアプリ等、公式の町のLINEのアカウントを取得しまして、防災行政無線との連携によりまして情報の伝達のさらなる強化に取り組んだところでございます。

また、避難所における感染症対策として、パーティション等をはじめ応急給水栓や発電機を配備するなど、様々な避難所の資材の充実を図ってまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、防災訓練は実施できておりませんが、町職員による避難所の設置訓練や誰でも参加しやすいシェイクアウト訓練を実施しまして、防災力の維

持向上に努めております。本年度は、避難所の在り方につきましても検討しているところでございます。

2点目の自主財源の確保についてでございます。

先ほど町長も申されましたが、自主財源の確保につきましては、特にふるさと納税におきまして、本町の魅力のPRや広告戦略等の工夫によりまして、全国の皆様から温かい御寄附をいただいております。寄附額といたしまして、対前年比約2億9,300万円増の12億8,100万円ございました。全国で141位、総務省のホームページに掲載されておりますが、県内では4位の金額でございました。

また、企業版ふるさと納税、こちらのほうにも少し力を入れておりました。6企業から1,750万円の御寄附をいただいております。県内19の市町村のうち、寄附額がゼロである中、県内でも5番目に高い金額となっております。対象となる事業に各企業から御賛同をいただいた結果ではないかと言えます。このほかにも、町内外からコロナ対策、子育て支援、地域の福祉に対しまして、多くの御支援をいただいております。この場をお借りしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

しかしながら、町の自主財源の根幹は町税でございます。コロナ禍による落ち込みを懸念しておりましたが、想像以上に大きく減収することはございませんでした。収納率におきましては、現年度課税分が99.2%、滞納繰越分も含めまして全体で94.67%と、過去5年間でも最も高い数値になっております。職員が頑張ってくれたなということを感じているところでございます。引き続き、町民の皆様の御理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに総括質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 大綱的な質疑でお答えをいただきたいと思っております。

私、手元に決算報告書、養老の郷づくり会社、とりわけ5、6、7期分を持ってまいりました。2015年、平成27年5月25日月曜日、新生養老まちづくり構想を官民連携で推進するため、養老の郷づくり会社の設立登記が完了し、会社運営がスタートし、現在に至っています。町の出資金は99株495万円、大橋町長は、人材バンク事業から着手し、多様な人材を発掘して他の市町との交流や町の誘客につなげたいと意欲的でした。言わば町長肝煎りの事業でございました。

そこで、次の点で伺います。

1点目は、この会社の所在地は、飯ノ木1010番地の1、エイキットが保有する施設、縄山ですが、現在この会社の事務所は確保され、営業していますか。

2点目は、設立から7年経過しており、定款に書かれる21事業の推進状況をお答えください。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 郷づくり会社の事務所は変わっておりません。今の飯ノ木のエイキットの事務所でございます。

それから、7年という歳月、21事業ということで設立いたしておりますけれども、まだこれといった具体的な事業ができたわけではございません。

この会社につきまして、皆様方も様々な思いで見とおみえになろうかというふうに思いますが、私個人として、この会社がいつ動き出すかということよりも、将来的にこの会社が養老町の目玉になるような会社になるというふうに思って、今までこの会社の推移を見守ってまいりました。実質的な社長にお伺いしますと、動き出すのが約3年後ということでございます。

様々な臆測が飛ぼうかとも思いますが、必ずやこの会社が養老町を町内外に発展させていく会社になるというふうに期待をしておるところでございますので、それまで少し様子を見ていただければというふうに思っております。私、今期で退任をさせていただくということで、この会社の育成についての責任といいますか、お答えするようなことがもう今後ないこととなりますけれども、必ずや皆様方の御期待に添う会社になると理解をしておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 当時、町議会は、第三セクターの破綻、もしくは破綻寸前という事例が全国各地で枚挙し、夕張などの財政破綻要因の深刻な状況を懸念いたしました。現在第7期の決算報告状況は、ある意味事業も進展させない破綻の状況ではありませんか。出資金は町民の税金です。養老の郷づくり会社の解散を求めたいと考えますが、町長の見解を再度求めます。

あわせて、縄山に対しては、町内外から、壊しては造り、造っては壊している、一体あの施設は何ですかという疑念の声恐らく町長にも届いているのではないのでしょうか。そういうことも含め、3年後に養老町の事業の要となるようなというのは、とても考えられないというふうに思っています。

6月議会で、新型コロナウイルス感染症対策事業として、小・中学校の給食デザート補助が239万1,000円補正されました。その様子が広報「よろろ」の8月号の表紙に飾られています。子供たちの満面の笑みで飾りました。恐らくコロナ禍の中でこの子供たちの表情に癒やされたのは私だけではないと思います。決算は行政の成績表と言われています。このような予算執行は二重丸の評価だと思いますが、養老の郷づくり会社、新しい町政に引き継ぐ前に、町長がやはり一度解散をするという英断も必要ではないかと考えますが、再度お答えをいただきたいと思っております。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） この会社については、休眠状態ということでございますけれども、現在のところ解散をする気持ちはございません。先ほども申しましたように、恐らく3年後には必ず動き出して、この町の大きなプラスになるというふうに思いますので、それまで何とか皆様方には御理解を頂戴したいというふうに思っております。以上です。

○議長（大橋三男君） ほかに総括質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第9、認定第1号から日程第17、認定第9号までの9議案については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第9、認定第1号から日程第17、認定第9号までの9議案については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第18、議案第53号 令和3年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第53号 令和3年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明をさせていただきます。

議案第53号の令和3年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和3年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金5億7,775万3,502円のうち7,239万1,139円を減債積立金に積立てし、6,072万190円を資本金に組み入れるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議会の議決を求めるもので

ございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

令和3年度養老町上水道事業会計における未処分利益剰余金5億7,775万3,502円について、そのうち令和3年度の純利益である7,239万1,139円を企業債償還金に充てるための減債積立金に積立てし、令和3年度企業債償還により未処分利益剰余金として計上された6,072万190円を資本金に組み入れるものです。残額の未処分利益剰余金4億4,464万2,173円につきましては次年度へ繰越しいたします。

以上で、議案第53号 令和3年度養老町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、決算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、決算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、決算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第19、認定第10号 令和3年度養老町上水道事業会計決算認定についてと日程第20、認定第11号 令和3年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての計2議案を一括議題として上程をし、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました認定第10号 令和3年度養老町上水道事業会計決算認定について及び認定第11号 令和3年度養老町公共下水道事業会計

決算認定について御説明をさせていただきます。

認定第10号の令和3年度養老町上水道事業会計決算認定について及び認定第11号の令和3年度養老町公共下水道事業会計決算認定については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度養老町上水道事業会計決算及び令和3年度養老町公共下水道事業会計決算をそれぞれ別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、令和3年度養老町上水道事業における給水状況につきまして御説明させていただきます。

17ページを御覧ください。

(1)業務量で述べておりますとおり、年度末給水戸数につきましては、前年度より62戸減の8,785戸、給水人口につきましては前年度より628人減の2万5,252人となりました。また、年間有収水量は、前年度より5万7,165立方メートル減の231万3,487立方メートルとなりました。年間有収率につきましては、0.37ポイント増の78.26%となりました。

それでは、養老町上水道事業会計決算書について御説明させていただきます。

いずれも消費税及び地方消費税を含んだ額となります。

最初に、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出、いわゆる3条会計です。

収入の第1款水道事業収益の決算総額は4億6,135万8,029円となり、支出の第1款水道事業費用の決算総額は3億6,171万9,780円となりました。

次に、3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の4条会計です。

収入の第1款資本的収入の決算総額は1,277万2,000円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は3億6,676万1,192円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,398万9,192円につきましては、過年度分損益勘定留保資金2億6,603万7,402円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,723万1,600円及び減債積立金6,072万190円で補填いたしました。

続きまして、養老町上水道事業会計の明細について御説明させていただきます。

消費税及び地方消費税を含まない額となります。

21ページを御覧ください。

3条会計である収益費用の状況につきまして、収益総額は4億2,295万9,065円となり、前年度の4億8,214万3,559円と比べて5,918万4,494円の減となりました。これは、令和3年度は退職給付引当金の戻入がなかったためです。

費用総額は3億5,056万7,926円となり、前年度の3億6,580万6,570円と比べて1,523万8,644円の減となりました。この結果、5ページの令和3年度養老町上水道事業損益計算書にも示すとおり、当年度純利益が7,239万1,139円となり、当年度未処分利益剰余金は5億7,775万3,502円となりました。

23ページを御覧ください。

4条会計である資本的収支の状況につきまして、資本的収入総額は1,227万円となり、前年度の2,399万5,070円に比べて1,172万5,070円減となりました。これは、令和3年度は国庫補助金がなかったためです。

資本的支出総額は3億3,902万7,592円で、前年度の2億9,421万6,196円に比べて4,481万1,396円の増となりました。これは、前年度に比べ、西部簡易水道区域における配水管布設工事が多かったためです。

資本的支出の主な内容につきましては、項1建設改良費、1目配水設備拡張費では、西部簡易水道の上水道統合に伴い、西部簡易水道区域に配水管の整備を行いました。そのほか第3ポンプ場非常用発電機燃料タンク設置工事を行いました。

続きまして、令和3年度養老町公共下水道事業における処理状況につきまして御説明させていただきます。

44ページを御覧ください。

(1)業務量で述べておりますとおり、年度末処理区域内人口は6,363人で、うち水洗化人口が4,441人であり、水洗化率は69.27%となりました。また、年間総処理水量は82万3,790立方メートルとなりました。

それでは、養老町公共下水道事業会計決算書について御説明させていただきます。

いずれも消費税及び地方消費税を含んだ額となります。

最初に、29ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の3条会計につきまして、収入の第1款下水道事業収益の決算総額は3億7,398万5,674円となり、支出の第1款下水道事業費用の決算総額は3億3,186万391円となりました。

次に、31ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の4条会計につきまして、収入の第1款資本的収入の決算総額は2億5,280万5,600円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は3億4,259万7,965円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,979万2,365円につきましては、前年度から繰り越された支出に係る充当財源3,452万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,534万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金3,991万

9,365円で補填いたしました。

続きまして、公共下水道事業会計の明細について御説明させていただきます。

消費税及び地方消費税を含まない額となります。

47ページを御覧ください。

3条会計であります収益費用の状況につきまして、収益総額は3億5,653万1,705円、費用総額は3億2,218万3,300円となりました。この結果、33ページの令和3年度養老町公共下水道事業損益計算書にも示すとおり、当年度純利益が3,434万8,405円となりました。

49ページを御覧ください。

4条会計であります資本的収支の状況につきまして、資本的収入総額は2億5,280万5,600円、資本的支出総額は3億2,724万9,965円となりました。

資本的支出の主な内容につきましては、項1建設改良費、1目污水管渠費では、新規申込みにより3か所の公共ます設置工事を行いました。

2目雨水ポンプ場費では、南直江の雨水排水工事を行いました。

以上で、認定第10号 令和3年度養老町上水道事業会計決算認定について及び認定第11号 令和3年度養老町公共下水道事業会計決算認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、決算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、決算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、決算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第21、選任第8号 決算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、私から指名をいたします。

決算特別委員会委員には、1番 西脇康君、2番 清水由美子君、3番 小寺光信君、4番 北倉義博君、5番 岩永義仁君、8番 吉田太郎君、9番 早崎百合子君、10番 野村永一君、11番 田中敏弘君、12番 松永民夫君、13番 水谷久美子君、以上の11人を指名することといたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの11人を選任することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせをいたします。

この休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

委員会は4階北委員会室にてお願いをいたします。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時37分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き、再開をいたします。

休憩中に決算特別委員会が開催をされました。その結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 松永民夫君。

○決算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、松永民夫が投票により、副委員長には水谷久美子委員が指名推選により選任をされました。昨年と同じ正・副委員長でございますが、よろしくお願いいたします。もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、令和3年度一般会計、特別会計及び事業会計の決算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たりましては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から1年間に実施された主要施策がどんな意味を持っていたのかを総括し、2日間しっかりと書類審査をし、新年度の予算議会に生かしていきたいと思っております。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） それでは、次に、日程第22、議案第54号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第54号 養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則が令和4年6月17日に改正され、令和4年10月1日から施行されることに伴い、国家公務員に準じて、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条の改正については、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業しようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6月を経過するまでに緩和するものです。

次に、第2条の3及び第2条の4の改正については、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を1歳6か月到達日、または2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を設けるものです。

次に、第3条及び第3条の2の改正については、再度の育児休業取得に係る特別な事情に関し、国に準じ所要の改正を行うものです。

次に、第11条の改正については、再度の育児休業を取得することができる人事院で定める特別な事情から、育児休業等計画書により申し出たことが削除されることに伴い、育児短時間勤務取得に必要な計画書の名称を育児時短勤務計画書に変更するものです。

なお、この条例は令和4年10月1日から施行します。

また、施行日前に育児休業等計画書を提出している職員について経過措置を定めています。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第23、同意第5号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件は、同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第5号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

教育委員会委員である近藤法雄氏の任期が令和4年10月7日をもって満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町上之郷246番地。氏名、近藤法雄。

なお、任期は令和4年10月8日から令和8年10月7日までの4年間となります。

以上、よろしく御同意をいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ちょっと年齢だけ教えていただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 失礼しました。

昭和28年10月19日生まれの68歳でございます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第24、議案第55号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第55号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第5号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ7,730万8,000円を追加し、予算総額を118億9,304万円とするものでございます。

主な補正の内容は、福祉避難所整備事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項2徴税費、2目賦課徴収費の賦課徴収事務費では、新型コロナウイルス感染症対策及び行政サービスのデジタル化の推進として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、税務課での証明書交付手数料等のお支払い時のキャッシュレス決済の導入経費として、タブレットなど備品購入費21万3,000円のほか、キャッシュレス決済手数料、機器設置委託料及びデータ管理に伴うクラウド利用料など9万円の計30万3,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1,826万2,000円を増額しました。

なお、この臨時交付金は、今回の補正（第5号）の該当事業に充当しておりますので、その財源充当の内訳につきまして説明させていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款2総務費、項2徴税費、2目賦課徴収費、賦課徴収事務費29万9,000円。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務費155万9,000円。

款3 民生費、項1 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、新型コロナウイルス感染症支援事業600万円。

10、11ページを御覧ください。

同じく民生費の項2 児童福祉費、1目 児童福祉総務費、公立認定こども園等関係事務事業23万8,000円、公立認定こども園等維持管理事業485万円、保育園一斉メール配信事業53万9,000円、私立保育所等運営費補助金18万円。

款9 消防費、項1 消防費、1目 常備消防費、安全衛生管理推進事業459万7,000円となり、それぞれ財源充当を行いました。

戻りまして、6、7ページを御覧ください。

款19 繰越金、項1 繰越金、1目 繰越金では、財源が不足する額3,694万6,000円を増額いたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費では、行政サービスのデジタル化を推進しておりますが、窓口手数料等の支払い時におけるキャッシュレス化を図るため、非接触型のレジスターの導入経費として、レジスター及び自動釣銭機など備品購入費139万8,000円のほか、消耗品、キャッシュレス決済手数料、機器設置委託料及びデータ管理に伴うクラウド利用料など、17万円の計156万8,000円を増額いたしました。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、1目 社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、令和3年度の事業費が確定しましたので、国の負担金精算に伴う返還金317万2,000円、また町社会福祉協議会委託及び補助事業では、地域における障害者相談支援機能強化事業で、計画相談等を行うためのサポートシステムの導入経費17万3,000円を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症支援事業では、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養されている方への支援セットの配付を引き続き実施するため、600万円を増額いたしました。

さらに、福祉避難所整備事業では、福祉避難所となる施設整備に係る補助金として2,000万円を新たに計上いたしました。

次に、3目 福祉医療費の福祉医療事務事業では、令和3年度の事業費が確定いたしま

したので、福祉医療費助成事業の補助金精算に伴う返還金1,050万円5,000円を計上いたしました。

次に、10ページ、11ページの項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の公立認定こども園等関係事務事業では、保護者への連絡アプリを導入するため、町立こども園の管理用スマートフォンの導入に係る経費23万8,000円を増額いたしました。

公立認定こども園等維持管理事業では、船附こども園の遊戯室の空調設備において、換気機能が備わったエアコンへの改修に係る経費852万9,000円を増額いたしました。

保育園一斉メール配信事業では、コロナ禍におけるこども園等から保護者への情報発信力を高めるため、連絡ツールの更新に係る経費53万9,000円を計上いたしました。

私立保育所等運営費補助金では、コロナ禍における私立保育園、こども園のスマートフォンによる緊急連絡体制の整備を支援するため、18万円を増額いたしました。

障害児通所給付事業では、令和3年度の事業費が確定いたしましたので、国の負担金精算に伴う返還金313万1,000円を計上いたしました。

次に、子ども・子育て支援事業では、未就園児の保護者等への子育て支援を充実させるため、地域子育て支援拠点事業の一つである地域子育て支援センターの増設に係る委託料419万9,000円を増額いたしました。

続きまして、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、地域子育て支援センターの増設に対する子ども・子育て支援事業補助金139万9,000円を増額するとともに、款15県支出金、項2県補助金、2目民生費県補助金におきましても、子ども・子育て支援事業補助金139万9,000円を増額いたしました。

最後に、款20諸収入、項4雑入、6目雑入では、いずれも令和3年度の後期高齢者療養給付費負担金精算金1,420万5,000円及び後期高齢者保健事業費負担金精算金130万8,000円をそれぞれ増額し、母子保健衛生費負担金（過年度分）ですけれども、21万7,000円を計上いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 松岡産業建設部長、自席で補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、10ページ、11ページの歳出から説明をさせていただきます。

款6農林水産業費、項1農業費、1目農業委員会費の農業委員会費では、国の指導により農業委員会による情報収集等業務の効率化として、農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用するタブレット端末の導入に関し支援されることから、これらに係る経費として52万4,000円を増額しました。

次に、3目農業振興費の元気な農業産地構造改革支援事業では、元気な農業産地構造

改革支援事業補助金において、物価高騰等により導入予定の機械の経費が上昇したこと及び新たに追加申請が行われたことから320万1,000円、就業改善センター維持管理費では、建築基準法第12条に基づく点検により館内の非常照明に不具合があることが判明したことから、改修費用等として93万1,000円をそれぞれ増額しました。

次に、6目食肉基幹市場建設推進費の食肉基幹市場建設促進事業費では、建設候補地の決定に向け、関係者等への新施設のイメージをより把握していただくため、視察時車借上料等として156万円を増額しました。

次に、6ページ、7ページの歳入について御説明をさせていただきます。

款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金の農業委員会交付金で、情報収集等業務効率化支援事業に係る補助金として37万1,000円、元気な農業産地構造改革支援事業補助金として320万1,000円をそれぞれ増額しました。

以上で、産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 中島教育委員会事務局長、自席で補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

款10教育費、項3中学校費、1目学校管理費の中学校校舎等施設整備事業では、令和6年度に高田中学校に入学予定の肢体不自由の児童について、学校生活を送るためのバリアフリー化改修工事を令和5年度に実施する予定をしております。今回、それに伴う実施設計業務を委託するための経費について予算計上するものでございます。

障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことに伴い、公立の学校においても合理的配慮を行うことが義務づけられ、教育における特性に合わせた配慮と必要な支援を行うため、スロープや多目的トイレの設置に加え、新たに肢体不自由学級の新設に当たり、空調機器を設置するための改修工事に伴う実施設計業務委託料として616万円を計上いたしました。

次に、3目学校給食費の中学校給食施設整備事業では、高田中学校においてガス配管の故障によりガス漏れが発生し、施設の運營業務に支障を来しているため、修繕工事を行うための工事請負費として156万7,000円を計上いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 坂口消防長、自席にて補足説明。

○消防長（坂口 貴君） それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

10、11ページを御覧ください。

款 9 消防費、項 1 消防費、1 日常備消防費、安全衛生管理推進事業としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、消防本部の業務継続のため、濃厚接触者と判定された職員の早期職場復帰を促進するための抗原検査キット購入費用としまして、需用費30万8,000円を計上いたしました。

次に、職員間の感染防止及び衛生管理を徹底する対策としまして、うがい器、オゾン殺菌ロッカー、救急車に取り付けるオゾン車両除染システムの導入費用及び住民が受講者となる普通救命講習や心肺蘇生法を安全かつ短時間で効率的に受講できる環境を整備するための機器購入費としまして、備品購入費428万9,000円を計上いたしました。

以上で、消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 中島議会事務局長、補足説明。

○議会事務局長（中島和哉君） それでは、私のほうから議会事務局関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

8、9 ページを御覧ください。

款 1 議会費、項 1 議会費、1 目議会費の議会運営事業では、現在議員定数検討特別委員会を設置して検討を進めている養老町議会の適正な議員定数について、参考資料を得ることを目的として、養老町在住の18歳以上の男女のうち無作為で抽出した1,000人を対象とする町民アンケート調査を実施するため、23万1,000円を計上いたしました。

以上で、議会事務局関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） ほかによろしいか、課長さん。

〔挙手する者なし〕

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 大綱的な視点から質疑を行いたいと思います。

今回の歳出、款 6 農林水産業費の中の食肉基幹市場建設促進事業費156万円上がっておりますが、この事業については、一般質問を行ってもほとんどまともな答弁が出てこないようなのが現状です。会議録を閲覧してもらえばそれを確認できると思いますが、まさに会議が闇の中というか、秘密会議のような形で進められているというふうに外からは見えます。

ここ 2 回ほど傍聴も入れられるようになったようなのですが、本来傍聴というのは会

議を公開するために行っておるわけですがけれども、この会議の傍聴は、傍聴者に対して傍聴したことで知り得たことを口外してはならないという項目にサインをされておるといような話を聞いております。こういう何が起きているか分からないような事業の中で、予算だけがこのように計上されていく現状に非常に危惧を感じております。今現在どのようなことになっておるのか、またこの秘密の中でいろいろ進めていかれている現状に対して、今どういうふうにご考慮されるか、町長に見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

この事業費の内容については、先ほどお答えをさせていただきましたけど、事業そのものについてでございますが、場所の選定を主な目的として有識ある町民の皆様方に御議論をいただいて、最終的に私が参考にしたいということでございます。本来これは普通の諮問委員会とか、そういったものと違いますので、傍聴には値しないものであります。内容が内容ですし、それぞれの委員の皆様方から、他の団体の方への説明をしにくいので、傍聴をしていただいてオープンにしたらどうだというように始めたということでございますので、別に秘密裏にやっておるわけでもございません。委員の方に御質問をいただければ、それでオープンになるということでございますので、そのように議員も御質問をされれば分かるのではないかとこのように思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 今町長のお言葉では、オープンにされるというふうにおっしゃっていましたが、現実としては傍聴者も傍聴で知り得たことは口外してはならないとなっております。全くもって実はオープンになっていなくて、オープンにしている振りをしているのが現状なんですけど、これは改善されてはいかがですか、もう傍聴までさせているんですよ。

○議長（大橋三男君） 町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 先ほど説明不足だったかもしれませんが、本来傍聴に値するとは違うということでございますので、オープンにせずにやっているわけではございません。通常の協議会でございますので、それぞれの団体の役員の方にお聞きをされれば、それで済むことでございますし、そしてまた他への影響もあるということで、これは傍聴者という言い方をしておりますけれども、ちょっと本来の傍聴者とは少し違うのではないかとこのように、特殊な傍聴人というか、そういった形で進めているということでございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 今そのように町長はおっしゃるんですけれども、実際はその傍聴規程までつくってやっておる状況でして、何か特別な傍聴、傍聴に値しないとかいう文言自体は町長は何か感覚がずれておるのかなというふうに思うんです。現状をちょっと把握していただきたいと思います。答弁までは求めませんが、ちょっとその部分には抗議をしておきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 一般会計の補正予算案が議題でございますので、この辺で質疑をとどめたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第25、議案第56号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第56号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ160万9,000円を追加し、予算総額を33億5,945万円とするものでございます。

補正する主な内容は、令和3年度普通交付金の精算に伴う追加交付及び令和3年度保険給付費等の事業実績に伴う交付金返還によるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、経常事務消耗品等の需用費8万1,000円及び本年度から実施されている未就学児に係る保険料均等割減免に伴う国保情

報データベースのシステム改修費として、委託料16万5,000円を増額いたしました。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、令和3年度の保険給付費の実績により過大となった交付金の返還に要する償還金、利子及び割引料136万3,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

最初に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、1目国民健康保険制度関係業務事業費補助金では、国保情報データベースシステムの改修に伴う財源措置として、特別交付金16万5,000円を増額いたしました。

次に、款4県支出金、項1県補助金、1目保険給付費等交付金では、令和3年度普通交付金実績報告に伴う追加交付により交付金144万4,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

最後に、本日決定をいたしました議案審査の付託先であります決算特別委員会は9月8日木曜日及び9日金曜日の2日間とし、両日とも午前9時30分から、総務民生委員会は9月5日月曜日の午前9時30分から、予算特別委員会は同日の午後1時30分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請をいたします。

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

議案精読及び委員会審査のため、明日9月3日から9月14日までの12日間は休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月3日から9月14日までの12日間は休会することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了をいたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は9月15日木曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これもちまして散会といたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後0時16分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月2日

議 長 大 橋 三 男

議 員 小 寺 光 信

議 員 北 倉 義 博

